

○昭和五十九年農林水産省告示第七百一号（肥料取締法施行規則第十九条の一第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件）改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
農林水産大臣の定める普通肥料	農林水産大臣の定める表示事項	農林水産大臣の定める普通肥料	農林水産大臣の定める表示事項
(略)	(略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
6 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。	6 牛由来の原料 <u>を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉</u> を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由來たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。